

別添

一般社団法人全国LPガス協会御中

平成 29 年 1 月 27 日

エネファーム補助金の適切な申請手続きの徹底について

一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）

平素はエネファーム補助金の適切かつ円滑な申請にご理解ご協力を賜りお礼申し上げます。

さてこの程、補助金申請において不適切な手続きにより交付決定を受け、補助金を受給した事実が認められたため、補助金適正化法および交付規程に基づき、該当する交付決定の取り消しおよび補助金返還請求を行いました。

当該事案の経緯、措置等を以下の通り連絡いたしますので、貴協会関係各位に周知いただきますとともに、今後とも適切な申請手続きの徹底にご協力いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

記

1. 経緯

FCAは、昨年 11 月 22 日、エネファーム設置事業者 1 社から、平成 28 年度エネファーム補助金申請手続きにおいて、平成 28 年 4 月から同年 11 月までの間、建売物件を「一般用^{*1}」として申請し、設置工事着工日および補助事業完了日を改ざんしたこと、および一般用物件において、補助金申込受理・交付決定通知書を申請者が受け取る前に設置工事を着工^{*2}したとの報告を受けました。

*1：住宅等にエネファームを導入、設置する場合のこと

*2：エネファーム補助金の交付規程第 13 条において、「一般用申請者は、申込受理・交付決定通知を受けた後、設置工事を着工することができる。」と規定。

2. 調査結果

FCAにおける補助金適正化法および交付規程に基づく現地調査の結果、同社従業員の供述や売買契約書等の書類から、当該事業者からの報告が事実であることを確認しました。

3. 措置

①当該設置事業者に対する措置

上記の調査結果を踏まえ、同社に対し、次の措置を実施しました。

- ・ FCAは、違反を引き起こした原因を検証し、その結果および今後の再発防止策を平成 29 年 1 月 27 日に報告させました。
- ・ FCAは、補助金適正化法および関連規程類を遵守し、更に万全の対策を講じることにより、今後再びかかることのないよう嚴重注意しました。
- ・ FCAは、補助金適正化法に基づき、該当する補助金の交付決定を取り消すとともに、補助金の返還および加算金の支払いを命じました。（12 件 1,930 千円＋加算金）

②今後の取り組み

FCAは、今回の不適切事案について、他の事業者に対し周知徹底し、法令遵守に一層取り組むよう促すとともに、必要に応じ、申請時に抜き打ち調査を実施するなど、今後の再発防止に向けた対策を進めてまいります。

以上

